

1 本市において予約制を導入している業務

所属名	業務等の名称
— (関係課)	おくやみ窓口での各種手続
人権政策課	パートナーシップ宣誓制度に係る手続
税務課	市・県民税の申告相談業務
市民課	マイナンバーカードの受取手続
子ども家庭・若者課	子ども・若者オンライン相談業務
子育て相談センター	妊娠・出産・子育てオンライン相談業務

2 今後、予約制の導入の検討を進める業務

所属名	業務等の名称
納税課	市税・国保税の納付に係る相談業務
納税課	口座登録関係業務
健康福祉政策課	福祉バス利用申請受付業務
開発調整課	開発相談業務
建築政策課	建築相談業務
建築政策課	住宅確保要配慮者相談業務
土木管理課	開発工事等相談業務
歴史文化財課	埋蔵文化財の取扱いに係る個別説明・相談業務

- 令和6年11月26日付け経発第2692号により、予約制の導入を検討できる業務について照会を行い、結果を取りまとめたものです。
- 資料2(裏面):「全庁的な今後の取組予定」欄に記載のとおり、導入に向け、今後、担当課と検討を進めます。